

④<<観光>>国家戦略特区等提案検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時R1-013B	小千谷市・長岡市	錦鯉特区	観光客がドローンを操縦して棚田、棚池の景観を楽しむよう山頂または山の稜線から150m以内の範囲における飛行禁止区域(地上150m以上)の緩和により飛行可能区域を拡大する。	地上等から150m以上の高さの空域を飛行する場合は管轄する管制機関から事前に許可を得なければならない。この高さ制限は標高ではなく、地上等からの高さであるため、山頂付近からドローンを離陸させて場合、山頂で高さ150m以内であっても麓方向に距離が離れると同じ高度であっても地上からの高さが150mを容易に超える場合がある。地形の高低に合わせドローンの高度を調整しなければならないが、現在市場に普及しているドローンの操縦装置には離陸個所からの相対的な高さしか表示されないため操作が極めて困難である。また自動操縦も設定が難しく、観光客が気軽にドローンで風景を楽しめる状況ではない。	航空法第132条第1号	自治体等が事前に高さ制限の緩和を申請し許可を得た区域においては旅行者等が個別に管制機関の許可を得なくても良いこととする。	国土交通省	地上等から150m以上の高さの空域では航空機の航行等が想定され、それらの安全を十分に確保する必要があるため、無人航空機を飛行させる際には航空法に基づき国土交通大臣の許可を受けることが必要である。手続きについては、オンラインサービスの提供、標準的な飛行マニュアルの提供、航空局ホームページに掲載する機体や講習団体を受講した操縦士の場合に審査省略するなど簡略化しており、従来の手続きに比べ迅速な手続きを可能としている。
随時R1-013C	小千谷市・長岡市	錦鯉特区	シェアリングエコノミーの手法を用いた過疎地での自家用自動車の活用拡大による観光客等の輸送需要の対応。	道路運送法に規定する自家用自動車による旅客運送(登録制)の運送する旅客範囲は、主として地域住民であり、訪日外国人等の観光客は含まれていない。棚田・棚池地域は道路が狭く、既存のバスやタクシーでは乗り入れが困難で観光客の輸送需要に対応できていない。	道路運送法	国家戦略特別区域に認定され、国家戦略特別区域法第16条の2の適用を図る	国土交通省	<p>自家用有償旅客運送は、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者間において、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に必要な輸送であることについて協議が調った場合に実施できるものである。</p> <p>なお、現行においても市町村長が認めた場合は、観光客を含む来訪者を輸送対象とすることが可能であるが、令和2年2月7日に閣議決定された、「持続可能な輸送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」において、住民のみならず観光客を含む来訪者も自家用有償旅客運送における輸送の対象とすることを明確化し、観光ニーズへの対応を可能にすることとしている。</p> <p>国土交通省としては、地方運輸局等を通じ、地域において建設的な協議が行われるよう、適切な助言を行ってまいりたい。</p>
随時R1-014	広島県	清酒特区	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県北広島町の福光酒造株式会社は、昭和8年から続く造り酒屋だったが、平成18年に廃業し、清酒の酒類製造免許を返納した。 ・一度廃業したものの、他県の酒造会社で修行していた後継者が、地元に戻り、改めて酒類の製造を始めようとしている。 ・事業の初期段階は、構造改革特区制度を活用して、どぶろく及びワインの製造を行うこととしており、どぶろく及びワインの製造免許は既に取得している。 ・今後は清酒の製造も行いたいと考えているが、清酒の最低製造数量である60キロリットルを製造し、販売ルートを確認することは困難である。 ・このため、一定の条件の下で最低製造数量60キロリットルの基準を緩和し、清酒・酒蔵を観光資源とした、中山間地域への誘客促進につなげる。 	清酒の製造免許は、1つの製造場における製造見込み数量が60キロリットル以上でない場合は、受けることができない。	【酒税法】第7条 2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。 一 清酒 60キロリットル	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類の製造免許を返納した者(過去免許を受けていた場所で他者が再開する場合を含む)が、過去受けていた酒類と同一の免許を申請する場合で、次の条件を満たす場合には、酒税法第7条第2項第1号を適用しないとする。 ①自ら生産した米を原料として清酒を製造する場合。 ②製造した清酒の提供は、農家民宿等内での提供に限定する。 	財務省	<p>酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。</p> <p>この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税法の特例では、その対象酒類がその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」)などに限定されているところである。</p> <p>なお、ご提案者は「平成18年に廃業し、清酒の酒類製造免許を返納した」とのことであり、酒類製造を再開する場合に限った特例の創設をご提案されているが、一般に「製造免許を返納した者」等に限って最低製造数量基準の特例を設けることは、制度の公平性等の観点から適当ではないと考える。</p>